

個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例の適用に係る
特例受贈事業用資産の明細書

被 相 続 人

特例事業相続人等

この明細書は、租税特別措置法第 70 条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について、特例事業相続人等ごとに、その明細等を記載します。

1 贈与税の申告に係る事項

① 贈与を受けた年分

年分

② 贈与税の申告書を提出した税務署の名称

署

③ 被相続人が特例事業相続人等に係る「前の贈与者」に該当するか否かの別

該当 ・ 非該当

(注) 1 ③欄の「前の贈与者」とは、特例事業相続人等への特例受贈事業用資産の贈与が、その贈与に係る贈与者の租税特別措置法第 70 条の6の8第 14 項第3号の規定の適用に係るものである場合における当該贈与者に贈与をした者等をいいます。詳しくは、税務署にお尋ねください。

2 ③欄は、いずれかを丸で囲んでください。

2 調整割合の計算

この欄は、特例事業相続人等が贈与により取得した特例受贈事業用資産に係る贈与税の申告における納税猶予分の贈与税額の計算に当たり、控除された債務がある場合には①から③欄を記載し、控除された債務がない場合には③欄に1 / 1 と記載します。

① 贈与税の申告書に記載された特例受贈事業用資産の価額の合計額

② ①に係る納税猶予分の贈与税額の計算に当たり①から控除された債務の金額

③ 調整割合 $\left(\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{①}} \right)$

円

円

A _____

3 特例受贈事業用資産の明細

この欄は、相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について、(1)から(4)の区分ごとに記載してください。

(注) 1 特例受贈事業用資産が租税特別措置法第 70 条の6の8第 5 項の承認を受けて取得した資産（以下「買換資産」といいます。）である場合には、各欄の「□」にレ印を記入してください。

2 特例受贈事業用資産の廃棄に係る租税特別措置法施行令第 40 条の7の8第 18 項の届出をした特例受贈事業用資産については、廃棄前のその資産の区分に応じて記載してください。また、この場合には、「所在場所」欄に『廃棄』と記載してください。

3 (1)③、(2)③、(3)④及び(4)④の「価額」は、贈与の時（被相続人が「前の贈与者」である場合には、その前の贈与の時）における価額（租税特別措置法第 70 条の6の8第 18 項の規定の適用があった場合には、同項の認可決定日における価額）を記載します。

4 (1)から(3)の各欄の①、②及び④に記載した事項について、(1)から(3)の特例受贈事業用資産の区分に応じ「第 8 の 6 表の付表 2」の3(1)から(3)欄に転記してください。

なお、買換資産（各欄の「□」にレ印がある特例受贈事業用資産）のうち、被相続人から贈与により取得をした宅地等に係る買換資産（当該買換資産の買換資産を含みます。）については、「第 8 の 6 表の付表 2」の3(4)欄に転記してください。

(1) 宅地等

① 所在場所

② 面積

③ 価額

④ 調整価額（③×A）

□

㎡

円

円

□

□

⑤ 宅地等の価額の合計額

イ

円

(注) ⑤欄のイの合計額を、「第 11 表の付表 1」の「財産の明細」欄の「価額」欄に転記します。また、この場合における「財産の明細」の他の欄の記載については、「細目」欄には『宅地』と、「備考」欄には『第 11 の 3 表のとおり』とそれぞれ記載し、その他の欄の記載は不要です。

(2) 建物

① 所在場所

② 面積

③ 価額

④ 調整価額（③×A）

□

㎡

円

円

□

□

⑤ 建物の価額の合計額

ロ

円

(注) ⑤欄のロの合計額を、「第 11 表の付表 1」の「財産の明細」欄の「価額」欄に転記します。また、この場合における「財産の明細」の他の欄の記載については、「細目」欄には『家屋等』と、「備考」欄には『第 11 の 3 表のとおり』と記載し、その他の欄の記載は不要です。

(3) 減価償却資産

① 名称

② 所在場所

③ 面積

④ 価額

⑤ 調整価額（④×A）

□

㎡

円

円

□

□

□

□

□

⑥ 減価償却資産の価額の合計額

ハ

円

(注) 1 ③欄は、特例受贈事業用資産が果樹等である場合にその植栽面積を記載し、その他の資産である場合には記載は不要です。

2 ⑥欄のハの合計額を、「第 11 表の付表 4」の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。また、この場合における「財産の明細」の他の欄の記載については、「細目」欄には『減価償却資産』と、「備考」欄には『第 11 の 3 表のとおり』と記載し、その他の欄の記載は不要です。

(4) 租税特別措置法第 70 条の6の8第 6 項の承認に係る株式等

① 名称

② 所在場所

③ 数量

④ 価額

⑤ 調整価額（④×A）

株・口・円

円

ニ

円

(注) ⑤欄のニの金額を、「第 11 表の付表 2」の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

また、この場合における「財産の明細」の他の欄の記載については、「備考」欄には『第 11 の 3 表のとおり』と記載し、「細目」欄は、第 11 表の付表 2 の記載事項に応じた記載をするほか、その他の欄の記載は不要です。

※税務署整理欄

入力

確認

第 11 の 3 表（令 6 . 7）

（資 4－20－9－26－A 4 統一）

※の項目は記入する必要がありません。